■これからの公開買付制度と大量保有報告制度(6)■

公開買付制度

――公開買付けにおける情報開示

小長谷章人　金融庁企画市場局企業開示課課長
谷口　達哉　前金融庁企画市場局企業開示課企業統治改革推進管理官
上久保知優　前金融庁企画市場局企業開示課専門官
金子　慧史　金融庁企画市場局企業開示課課長補佐

目　次

公開買付制度
Ⅰ　公開買付制度の概要
Ⅱ　公開買付規制の適用範囲（以上2414号～2416号）
Ⅲ　公開買付けの方法等（以上2417号～2418号）
Ⅳ　公開買付けにおける情報開示
1　公開買付開始公告
2　公開買付届出書
3　公開買付説明書
4　意見表明報告書および対質問回答報告書
5　公開買付けの撤回等の公告等および公開買付撤回届出書
6　公開買付けの結果の公告等および公開買付報告書
7　公開買付けに関する開示書類の縦覧（以上本号）
大量保有報告制度
Ⅰ　大量保有報告制度の概要
Ⅱ　大量保有報告制度の適用範囲
Ⅲ　一般報告
Ⅳ　特例報告（以上順次掲載予定）

凡例（法令等は令和６年改正後のもの）
本稿では、以下の略称を用いる。
法：金融商品取引法
令：金融商品取引法施行令
他社株府令：発行者以外の者による株券等の公開買付けに関する内閣府令
公開買付開示ガイドライン：金融庁企画市場局「公開買付けの開示に関する留意事項について（公開買付開示ガイドライン）」
公開買付け Q&A：金融庁企画市場局「株券等の公開買付けに関する Q&A」

Ⅳ　公開買付けにおける情報開示

1　公開買付開始公告

(1)　公開買付開始公告およびその記載事項

公開買付者は、公開買付けを行うときは、公開買付開始公告をしなければならない（法27条の３第１項）。

公開買付開始公告は、公開買付けによる買付け等の「申込み」を行うためのものであり（法27条の２第６項参照）、公開買付開始公告に記載された内容が公開買付者による私法上の意思表示を構成する。公開買付開始公告に記載すべき事項は以下のとおりである（他社株府令10条）。

①　公開買付者の氏名または名称および住所または所在地
②　公開買付けにより株券等の買付け等を行う旨
③　公開買付けの目的[1)]
④　対象者の名称、買付け等を行う株券等の種類、買付け等の期間[2)]、買付け等の価格および買付予定の株券等の数、買付け等の申込みに対する承諾または売付け等の申込みの方法および場所、買付け等の決済をする金融商品取引業者または銀行等の名称、決済の開始日、方法および場所ならびに株券等の返還方法、その他買付け等の条件および方法
⑤　公開買付届出書の写しを縦覧に供する場所

1）　公開買付開始公告に記載すべき「公開買付けの目的」は、公開買付届出書の「買付け等の目的」の欄と必ずしも同一の記載をする必要はなく、公開買付けの目的の概要を記載すれば足りるものと考えられる（公開買付け Q&A 問30）。
2）　買付け等の期間が30営業日より短いときは、対象者の延長請求により買付期間が延長されることがある旨を明記しなければならない（法27条の３第１項後段、令９条の３第６項）。

⑵　公開買付開始公告の訂正

公開買付開始公告を行った公開買付者は、その内容に形式上の不備があり、または記載された内容が事実と相違していると認めたときは、その内容を訂正して公告または公表しなければならない（法27条の７第１項）。

当局は、公開買付開始公告の内容について訂正をする必要があると認めるときは、当該公開買付開始公告を行った公開買付者に対して期限を指定して、訂正すべき内容を公告し、または公表することを命ずることができる（法27条の７第２項）。ただし、当該公開買付けの期間を経過した場合には、当局は訂正を命ずることができない（同条３項）。

また、公開買付者が公開買付届出書の訂正届出書を提出した場合には、当該訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを公告または公表しなければならない（法27条の８第11項）。ただし、すでに買付条件等の変更のための公告（法27条の６第２項、３項）を行った場合や、公開買付届出書に形式上の不備があることにより訂正届出書を提出する場合（他社株府令23条）には、法27条の８第11項に基づく公告または公表を要しない（法27条の８第11項ただし書）。

⑶　公告の方法

公開買付開始公告は、電子公告または新聞公告のいずれかによって行うこととされている（令９条の３第１項）。

電子公告による方法の場合、EDINET（電子開示システム）を用いて行い、公開買付期間の末日まで電子公告を継続しなければならない（令９条の３第４項）。この場合、電子公告をした後遅滞なく、公告をした旨および電子公告アドレス（他社株府令１条26号）等を、全国において時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する必要がある（令９条の３第３項、他社株府令９条の２）。

新聞公告の場合、全国において時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載するときは１紙で足りるが、それ以外の場合には、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙または産業および経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞紙の２紙以上に掲載する必要がある（他社株府令９条２項）。

公開買付開始公告の訂正公告は、訂正前の公告が電子公告の方法により行われている場合には電子公告の方法により行い、新聞公告により行われている場合には当該新聞公告を掲載した日刊新聞紙に掲載する方法により行わなければならない（他社株府令９条の５第１項）。

公開買付開始公告の訂正公告を電子公告の方法により行った場合には、各訂正公告をした後、遅滞なく、各訂正公告をした日、電子公告アドレス等について全国において時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載しなければならない（他社株府令９条の５第２項）。

⑷　公表の方法

公開買付開始公告の訂正に係る公表は、２以上の報道機関（日刊新聞社、通信社、日本放送協会および基幹放送事業者（日本放送協会および放送大学学園を除く））に対して公開する方法により行わなければならない（他社株府令20条）。

2　公開買付届出書

⑴　公開買付届出書の提出と記載事項

公開買付開始公告を行った公開買付者は、公開買付開始公告を行った日（その日が営業日に該当しない場合にはその翌営業日）に、公開買付届出書を当局に提出しなければならない（法27条の３第２項、他社株府令12条）。

公開買付届出書は、株主・投資者が適切に公開買付けに対する応募の是非その他の投資判断を行うことができるよう、必要な情報の開示を求めるものであり、公開買付届出書に記載すべき事項は以下のとおりである（他社株府令第２号様式）。

①　公開買付要項（対象者名、買付け等をする株券等の種類、買付け等の概要、買付け等の目的、買付け等の期間、買付け等の価格および買付予定の株券等の数[3]、買付け等を行った後における株券等所有割合、株券等の取得に関する許可等[4]、応募および契約の解除の方法[5]、買付け等に要する資金[6]、買付け等の対

3）　複数の種類の株券等を対象とする場合の記載事項については**Ⅲ 5** 参照。
4）　たとえば、公開買付けに係る株券等の買付け等について、独占禁止法上の株式取得の事前届出が必要な場合、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けることは「株券等の取得に関する許可等」に当たるものとして記載すべきであると考えられる（公開買付け Q&A 問44）。
5）「応募の方法」については、株券等の買付け等のために必要なものであれば、公開買付者において定めることがで

価とする有価証券の発行者の状況、決済の方法、その他買付け等の条件および方法）

② 公開買付者の状況

③ 公開買付者およびその特別関係者による株券等の所有状況および取引状況（株券等の所有状況、株券等の取引状況、当該株券等に関して締結されている重要な契約、届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約、大量保有報告書等の提出状況）

④ 公開買付者と対象者との取引等（公開買付者と対象者またはその役員との間の取引の有無および内容、公開買付者またはその特別関係者による利益供与の内容[7]）

⑤ 対象者の状況（最近３年間の損益状況等、株価の状況、株主の状況、継続開示会社たる対象者に関する事項、伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等、その他[8]）

⑵ 令和６年改正による主な改正点

令和６年改正において、主として以下の点について、他社株府令第２号様式の見直しが行われた。

ア 法令上の記載事項の明確化

改正前の公開買付開示ガイドライン（令和６年10月公表）の内容も踏まえ、実務上、公開買付届出書の「買付け等の目的」に一般的に記載されている事項（たとえば、公開買付けを実施するに至った経緯、対象者の意見、公正性担保措置、公開買付けに関する重要な合意等）について、これらの記載が法令上も必要であることが明確化された。

イ 「買付け等の概要」欄の新設

実務上、公開買付届出書には膨大な情報が記載され、公開買付けの主要な条件が一見して把握しづらくなっていた。そこで、「公開買付要項」の冒頭に「買付け等の概要」欄を設けて、主要な買付条件等（買付目的、買付期間、買付価格、買付予定数の下限および上限、対象者の意見）の記載欄が新設された。

ウ 部分買付けを行う場合における記載事項

部分買付けを実施する場合において、公開買付けの強圧性に関して公開買付者（および当該部分買付けに賛同する対象者）が一般株主の理解を得るための開示事項が新設された。新設された開示事項の内容については、**Ⅲ 6**（本連載第５回（本誌2418号））を参照されたい。

エ 大量保有報告書等の提出状況

公開買付届出書の提出後に大量保有報告制度の違反が発覚したような場面において、訂正命令等の是正措置を行うことができるようにするため、「大量保有報告書等の提出状況」欄が新設された（同様式「第３ 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の５、記載上の注意⑶⑸）。公開買付届出書の訂正命令が発出された場合には、訂正届出書が提出されるまでの勧誘禁止義務（法27条の８第７項）や、延長義務の発生に伴う決済禁止義務（同条９項）が生じ、これにより適法な大量保有報告書または変更報告書（これらの訂正報告書を含む。以下「大量保有報告書等」という）が提出され、訂正届出書が提出されるまでの間、公開買付手続が一時的に停止することとなる。

当該欄においては、公開買付者またはその特別関係者が提出者となる対象者の株券等に係る大量保有報告書等のうち、提出期限が到来して

きるものの、応募しようとする者に過度の負担を課すものではないなどの点において相当性が認められる必要があると考えられる（公開買付け Q&A 問23）。「解除の方法」については、解除書面を公開買付者、公開買付事務取扱者または公開買付代理人のうち公開買付者が指定する者に交付または送付する方法によることを定めることができ（法27条の12第２項、令14条の２、他社株府令29条）、その場合には解除書面を受領する権限を有する者の氏名または名称および本邦内の住所、居所または所在地を記載することとされている（他社株府令第２号様式記載上の注意⑲ｂ）。

6）「買付け等に要する資金」としては、原則として、株券等の種類ごとに買付け等の価格に買付予定数を乗じて得た金額の合計額を記載する必要があるが（他社株府令第２号様式記載上の注意⑳ａ）、対象者が所有する自己株式で公開買付けに応募されないことが明らかであるものに相当する金額や、不応募合意を締結している特別関係者が所有する株券等（不応募合意に反して応募するおそれがあると認められる事情が特にある場合を除く）に相当する金額については、基本的に「買付け等に要する資金」に含まれないものと考えられる（公開買付け Q&A 問33）。

7） たとえば、公開買付者が、対象者の取締役に対して、従前の報酬よりも相当高額である報酬を約束する場合や、公開買付けの成立後に一時金を支払う約束をする場合など、当該取締役が当該公開買付けの成立に対して個人的な利益に基づくインセンティブを持ち得る報酬を約束する場合には、記載が必要な「利益供与」に該当すると考えられる（公開買付け Q&A 問19）。

8）「その他」としては、対象者に関して投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報がある場合には、その内容を記載する（他社株府令第２号様式記載上の注意㊺）。対象者が、金融商品取引所の規則に基づきプレスリリースを公表した場合に必ず記載しなければならないわけではない（公開買付け Q&A 問35）。

いるものの提出状況について記載する必要がある。公開買付期間中に提出期限が到来する大量保有報告書等がある場合には、その提出状況について記載した公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要がある。もっとも、公開買付届出書の提出日において大量保有報告書等の提出義務が発生している場合であって、当該大量保有報告書等について、法定の提出期限、当該提出期限までに提出する予定である旨および提出予定者を公開買付届出書に記載したときには、当該提出予定者が当該提出期限までに当該大量保有報告書等を提出したことのみをもって訂正届出書を提出する必要はないと考えられる[9]。

⑶　添付書類

公開買付届出書には次の書類を添付する必要がある（法27条の３第２項、他社株府令13条１項）。

①　公開買付者が法人等である場合、定款またはこれに準ずる書面
②　公開買付者が有価証券報告書提出会社以外の法人等である場合、設立されたことを知るに足る書面
③　公開買付者が個人である場合、住民票の抄本またはこれに代わる書面
④　公開買付者が非居住者である場合、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為についての代理権授与を証する書面
⑤　公開買付事務取扱者と株券等の保管、代金支払等の事務につき締結した契約の契約書の写し
⑥　公開買付代理人がいる場合、代理につき締結した契約の契約書の写し
⑦　公開買付者の銀行等への預金残高その他の公開買付けに要する資金の存在を示すに足る書面[10]
⑧　買付け等の価格の算定に当たり参考とした第三者による評価書等がある場合、その写し（公開買付けがいわゆるMBOまたは子会社を対象者とするものである場合に限る）
⑨　株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可等を必要とする場合、当該許可等があったことを知るに足る書面（当該許可等をすでに得ている場合に限る）
⑩　公開買付開始公告の内容を記載した書面

また、公開買付届出書の記載事項を簡素化する観点から、第２号様式のうち次の事項については、公開買付届出書に（当該事項に相当する事項が記載された書面として）有価証券報告書等を添付した上で、公開買付届出書上の当該事項の記載を省略することができる。

⑪　「第２　公開買付者の状況」の「１　会社の場合」の「⑴ 会社の概要」および「⑵経理の状況」の記載事項
⑫　「第５　対象者の状況」の「１　最近３年間の損益状況等」および「３　株主の状況」の記載事項
⑬　公開買付者が株券等を取得後第三者に譲渡することを予定している場合における当該第三者についての「第２　公開買付者の状況」の「１　会社の場合」の「⑴ 会社の概要」の記載事項と同一の事項

⑷　公開買付届出書の訂正届出書

公開買付者は、公開買付届出書に形式上の不備があり、記載された内容が事実と相違し、または記載すべき事項や誤解を生じさせないために必要な事実の記載が不十分もしくは欠けていると認めたときは、訂正届出書を提出しなければならない（法27条の８第１項）。

また、公開買付届出書を提出した日以後当該公開買付期間の末日までの間に、買付条件等の変更（対象者の延長請求による公開買付期間の延長を除く）その他の公開買付届出書に記載すべき重要な事項の変更その他公開買付届出書の内容の訂正をすべき重要な事実が発生した事情があるときは、公開買付者は、直ちに訂正届出書を当局に提出しなければならない（法27条の８第２項、他社株府令21条３項）。いかなる事情が「重要な事項」または「重要な事実」に該当するかは、個別事例において、投資者一般を基準として、投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすか否かによって判別されるべきと考えられるが、他社株府令第２号様式記載上の注意において訂正の要否が示されているものについては、これに従って訂正の要否が判定される。

なお、公開買付期間中に対象者または公開買付者が一定の情報を開示した場合の訂正の要否については、以下のように考えられる。

9）　金融庁「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（公開買付制度関連）」（2025年７月４日）No.78。
10）　当該書面は、決済に要する資金の調達が可能であることを相当程度の確度をもって裏づけるものでなくてはならないと考えられる。相当程度の確度があるといえるか否かの考え方については、公開買付けQ&A問32および公開買付開示ガイドラインB－Ⅰ.－第１－９－１～第１－９－４を参照されたい。

・　公開買付期間中に対象者が金融商品取引所の規則に基づきプレスリリースを公表した場合

必ず訂正届出書の提出を行わなければならないわけではなく、投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報や対象者について最近の有価証券届出書、有価証券報告書、特定証券情報および発行者情報に記載または表示されていない重要な事実を知っている場合における当該事実に該当する場合に訂正届出書を提出すれば足りる（公開買付けQ&A 問35）。

・　公開買付期間中に対象者または公開買付者が有価証券報告書を提出した場合

添付書類の内容が変更され、また、公開買付届出書の当該欄を直接記載した場合であっても当該欄の内容が大幅に変更されるため、公開買付届出書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したとして、訂正届出書を提出する必要がある（公開買付けQ&A 問37）。

・　公開買付期間中に対象者が半期報告書を提出した場合

必ず訂正届出書を提出しなければならないわけではなく、公開買付届出書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生した場合に訂正届出書を提出すれば足り、役員の異動がない場合や親会社または主要株主に該当しない株主の異動については、通常、当該重要な事実が発生した場合には該当しない（公開買付けQ&A 問38）。

また、公開買付けに係る株券等の買付け等について独占禁止法上の株式取得の事前届出が必要な場合において、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた旨を公開買付届出書の「許可等」に記載している場合、公開買付期間中に待機期間が終了したことをもって公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要はないものと考えられる（公開買付けQ&A 問45）。

⑸　公開買付届出書の訂正命令

当局は、①公開買付届出書に形式上の不備がある場合、②公開買付届出書に記載された買付条件等が法の規定に従っていない場合、③訂正届出書に記載された買付条件等の変更が法27条の6第1項に違反している場合、④公開買付届出書に記載すべき事項の記載が不十分な場合には、公開買付者に対して期限を指定して、訂正命令を行うことができる（法27条の8第3項）。これらの場合の訂正命令は、公開買付期間の末日（当該末日後に提出される訂正届出書に係る訂正命令は当該末日の翌日から起算して5年を経過した日）までに限り、行うことができる（同条5項）。

また、当局は、上記①～④に係る訂正命令を行う場合を除き、公開買付届出書の内容の重要な事項について虚偽の記載がある場合や公開買付届出書に記載すべき重要な事項または誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合には、公開買付者に対して期限を指定して、訂正命令を行うことができる（法27条の8第4項前段）。この場合においては、行政手続法13条1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない（同項後段）。この場合の訂正命令は、公開買付期間の末日の翌日から起算して5年間行うことができる（同条5項）。

⑹　訂正届出書の提出に伴う公開買付期間の延長

Ⅲ 1⑶イ（本連載第4回（本誌2417号））を参照されたい。

⑺　予告公表

公開買付けの開始に先立ち公開買付けを実施する予定またはその可能性があることの公表（以下「予告公表」という）がされる場合がある。

この点、公開買付けを実際に行う合理的な根拠がない（公開買付けの決済に要する資金の調達について相当程度の確度がない場合を含む）にもかかわらず、公開買付けを実施する予定がある旨を公表するような場合、風説の流布（法158条）や相場操縦行為（法159条2項2号）等に該当する場合があり得る点に留意する必要がある（公開買付けQ&A 問31）。

予告公表については、公開買付届出書の事前相談を先行させる趣旨で、当該予告公表の公表文の記載内容についても当局による事前相談の対象とされている（公開買付開示ガイドラインA－3）。その際の当局における審査要領は公開買付開示ガイドラインB－Ⅲ.のとおりである。

また、実現可能性がなくなった公開買付けの予告公表が継続することは、市場に混乱を生じさせるおそれが高いことにかんがみ、予告公表において記載された公開買付けの開始予定時期が間近に迫っているにもかかわらず、公開買付者から公開買付届出書または開始予定時期の変更に係る公表文の事前相談を当局において受け

ていない場合には、当局から公開買付者に対しこれら書面の提出・公表予定時期や公開買付けの予告を撤回する意向の有無を確認することとされている（公開買付開示ガイドラインＢ－Ⅲ.－４）。

3　公開買付説明書

⑴　公開買付説明書の交付およびその記載事項

公開買付者は、公開買付けによる株券等の買付け等を行う場合には、当該株券等の売付け等を行う者に対し、あらかじめまたは同時に、公開買付説明書を交付しなければならない（法27条の９第３項、他社株府令24条５項）。

公開買付説明書には、公開買付届出書に記載すべき事項が、公衆の縦覧に供しないこととされた事項（後記**7**）を除き、すべて記載される（他社株府令24条１項１号）。

もっとも、公開買付説明書に記載すべき事項のうち公開買付届出書に記載された事項（公開買付開始公告に記載すべき事項を除く）については、公開買付届出書を参照すべき旨およびその閲覧方法を記載すれば、公開買付説明書に記載したものとみなし、公開買付説明書における記載を省略することができる（参照方式。法27条の９第２項、他社株府令24条４項）。

⑵　公開買付説明書の訂正

公開買付者は、公開買付届出書の訂正届出書を提出した場合には、原則として、すでに公開買付説明書を交付している者に対して、訂正した公開買付説明書を交付しなければならない（法27条の９第４項）。その際、参照方式を利用している場合には、当該公開買付届出書の訂正届出書を提出した旨および当該訂正届出書に係る閲覧方法を、訂正する公開買付説明書に記載しなければならない（他社株府令24条７項）。

もっとも、公開買付届出書の訂正届出書を提出した場合であっても公開買付期間の延長が不要なときは、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微であると考えられるため、公開買付説明書の訂正は不要とされている（法27条の９第４項、他社株府令24条６項）。

また、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項および訂正後の内容を記載した書面を作成し、当該書面を交付する方法によることができる（他社株府令24条８項）。

4　意見表明報告書および対質問回答報告書

⑴　意見表明報告書

公開買付けの対象者は、公開買付開始公告が行われた日から10営業日以内に、意見表明報告書を当局に提出しなければならない（法27条の10第１項、令13条の２第１項、他社株府令25条）。

意見表明報告書は、公開買付けについて対象者がいかなる意見を有しているかという、株主・投資者が的確な投資判断を行う上で重要な情報の開示を求めるものであり、意見表明報告書に記載すべき事項は以下のとおりである（他社株府令第４号様式）。

①　公開買付者の氏名または名称および住所または所在地
②　公開買付者が買付け等を行う株券等の種類
③　買付け等の概要
④　当該公開買付けに関する意見の内容[11]、根拠および理由等
⑤　役員が所有する株券等の数および当該株券等に係る議決権の数
⑥　公開買付者またはその特別関係者による利益供与の内容
⑦　会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

また、公開買付けの対象者は、意見表明報告書に次に掲げる事項を記載することができる（法27条の10第２項）。

⑧　公開買付者に対する質問
⑨　公開買付開始公告に記載された買付け等の期間が30営業日より短い場合に、買付け等の期間を30営業日に延長することを請求する旨およびその理由

この⑧の質問権については、公開買付者と対象者の意見の対立点等をより鮮明にし、株主・投資者が投資判断を行う上で一層の便宜となることを期待したものであるが、一方で、もとより公開買付者も対象者も株主・投資者に対して説得的な情報を提供するインセンティブを有していることから、法令上は最低限度の枠組みを

11）「公開買付けに関する意見の内容」とは、「賛同、反対、中立、応募推奨の是非等」を意味する（公開買付開示ガイドラインＢ－Ⅰ.－第１－４－⑵－３⑦イ参照）。意見の表明を留保する旨記載することも可能であるが（他社株府令第４号様式記載上の注意(3)）、その場合にはその時点において意見が表明できない理由および今後表明する予定の有無等を具体的に記載することが必要となる（同様式記載上の注意(4)ｂ）。

示すにとどめられている。また、質問の内容については特段制限が設けられていない。

⑨の対象者の請求による公開買付期間の延長については、Ⅲ 1⑶オ（本連載第４回）を参照されたい。

⑵　対質問回答報告書

公開買付者は、意見表明報告書に公開買付者に対する質問が記載されている場合には、意見表明報告書の写しの送付を受けた日から５営業日以内に、他社株府令第８号様式により対質問回答報告書を作成し、提出しなければならない（法27条の10第11項、令13条の２第２項、他社株府令25条４項）。

意見表明報告書に記載される質問の内容について特段制限が設けられていないこととの平仄から、公開買付者は、当該質問に対して回答する必要がないと認めた場合には、その理由を付して回答を拒否することができる。

5　公開買付けの撤回等の公告等および公開買付撤回届出書

Ⅲ 4⑶（本連載第５回）を参照されたい。

6　公開買付けの結果の公告等および公開買付報告書

⑴　公開買付けの結果の公告等

公開買付者は、公開買付期間の末日の翌日に、次に掲げる事項を公告し、または公表しなければならない（法27条の13第１項、他社株府令30条１項）。公告および公表の方法については、前記 1⑶および⑷の公開買付開始公告の訂正に係る公告および公表の方法と同様である（令９条の３、９条の４、他社株府令30条の２）。

①　公開買付者の氏名または名称および住所または所在地
②　対象者の名称、買付け等に係る株券等の種類、公開買付期間
③　公開買付届出書において買付予定数の下限に係る条件を付した場合における当該条件の成否
④　応募株券等の数および買付け等を行う株券等の数
⑤　決済の方法および開始日
⑥　公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

あん分比例方式により買付け等をする株券等の数の公告または公表を行うことが困難である場合には、当該株券等の数以外の事項の公告または公表を行った後、遅滞なく、当該株券等の数の公告または公表を行う必要がある（他社株府令30条２項）。

⑵　公開買付報告書の提出

公開買付けの結果の公告または公表を行った公開買付者は、当該公告または公表を行った日（その日が営業日に該当しない場合にはその翌営業日）に、他社株府令第６号様式により、次に掲げる事項を記載した公開買付報告書を作成し、提出しなければならない（法27条の13第２項、他社株府令31条）。

①　公開買付けの内容（対象者名、買付け等に係る株券等の種類、公開買付期間）
②　買付け等の結果（公開買付けの成否、公開買付けの結果の公告日および公告掲載新聞名、買付け等を行った株券等の数、買付け等を行った後における株券等所有割合、あん分比例方式による買付け等を行う場合の計算）

7　公開買付けに関する開示書類の縦覧

公開買付届出書およびその添付書類、意見表明報告書、対質問回答報告書、公開買付撤回届出書ならびに公開買付報告書（これらの訂正届出書または訂正報告書を含む）は、その書類を受理した日から公開買付期間の末日の翌日以後５年を経過する日までの間、当局、各書類の提出者、金融商品取引所等によって公衆縦覧される（法27条の14第１項～３項）。公衆縦覧期間が５年とされているのは、公開買付制度における民事損害賠償請求の時効の特則（法27条の21）にならったものである。

当局による公衆縦覧は、関東財務局および対象者の本店の所在地を管轄する財務（支）局または沖縄総合事務局において供されるほか、EDINET においても供される（法27条の30の７第１項、令14条の12、他社株府令33条、内閣府設置法44条）。なお、公開買付届出書に記載された買付け等の資金の借入先銀行等の名称および当該借入れに係る契約書の写しについては、当該銀行等からの借入れを行う際に当該借入れを当該資金に当てることを当該銀行等に対して明らかにし、その旨を当該公開買付届出書に記載した場合を除き、公衆縦覧の対象から除かれている（他社株府令33条４項）。

こながや・あきと
たにぐち・たつや
かみくぼ・ともひろ
かねこ・さとし